

新潟県地方公営企業に従事する職員のうち主要な職員の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 3月30日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

新潟県規則第39号

新潟県地方公営企業に従事する職員のうち主要な職員の範囲を定める規則の一部を改正する規則

新潟県地方公営企業に従事する職員のうち主要な職員の範囲を定める規則（昭和41年新潟県規則第82号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の細目の表示に下線が引かれた号の細目（以下「移動号細目」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の細目の表示に下線が引かれた号の細目（以下「移動後号細目」という。）が存在する場合には当該移動号細目を当該移動後号細目とし、移動号細目に対応する移動後号細目が存在しない場合には当該移動号細目を削る。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の細目の表示を除く。）を加える。

改 正 後	改 正 前
地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第15条第1項ただし書の規定による主要な職員は、次のとおりとする。 (1) (略) (2) 病院局に勤務する職員で次の職にあるもの ア 局本庁（新潟県病院局組織規程（昭和36年新潟県病院局管理規程第3号）第3条に規定するものをいう。）の次長、 <u>参与</u> 、参事、課長及び業務指導監の職 イ 施設（新潟県病院局組織規程第4条に規定するものをいう。）の院長、副院長、事務長、 <u>参与</u> 及び参事（管理部以外の内部組織の <u>参与</u> 及び <u>参事</u> を除く。）の職	地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第15条第1項ただし書の規定による主要な職員は、次のとおりとする。 (1) (略) (2) 病院局に勤務する職員で次の職にあるもの ア 局本庁（新潟県病院局組織規程（昭和36年新潟県病院局管理規程第3号）第3条に規定するものをいう。）の次長、参事、課長及び業務指導監の職 イ <u>地域機関</u> （新潟県病院局組織規程第3条の2に規定するものをいう。）の所長の職 ウ 施設（新潟県病院局組織規程第4条に規定するものをいう。）の院長、副院長、事務長及び参事（管理部以外の内部組織の参事を除く。）の職

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。